

表2 「昭和62年度福島県公立高等学校入学者選抜実施要綱」の主な改訂点

頁	旧 (昭和61年度)	新 (昭和62年度)
2	<p>6 調査書</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">調査書記入上の注意</p>	
3	<p>10 「行動及び性格の記録」欄は、第1～第3学年について、次のように記入する。</p> <p>(3) 総合評定 総合評定をして、第3学年在籍者数の30%以内で㊤標示をする。</p> <p>11 「特別活動等の記録」欄は、第1～第3学年について、次のように記入する。</p>	(3)を全文削除
4	<p>(3) 総合評定 総合評定をして、第3学年在籍者数の30%以内で㊤標示をする。</p> <p>13 国立工業高等専門学校との併願については、その有無のいずれかを○で囲む。</p>	<p>(3) 総合評定 総合評定をして、第3学年在籍者数の30%程度で㊤標示をする。 13を全文削除</p>
4	<p>7 学習成績一覧表</p> <p>4 学習成績一覧表の提出について</p> <p>(1) 高等学校長への提出</p> <p>③ 「行動及び性格の記録」、「特別活動等の記録」において、㊤の者は、「㊤標示欄」に、それぞれ○印をつける。</p>	<p>③ 「特別活動等の記録」において、㊤の者は、「㊤標示欄」に○印をつける。</p>
6	<p>出願</p>	<p>(11の次に新たに12を加える。)</p> <p>12 出願の特例措置 保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができない者については、出願先変更期間に出願する場合に限り、これを受け付けるものとする。その手続きは、次のとおりである。</p> <p>(1) 県外からの出願者については、第8項の2(5頁)を準用する。 (2) 県内において出願先変更を要する者は、第9項の2～4(5頁)を準用するが、保護者が当該学区に居住することになることを証明する書類を、あわせて提出する。</p>
6	<p>Ⅲ 入学者選抜</p> <p>1 選抜方法</p>	<p>(6の次に新たに7を加える。)</p> <p>7 海外帰国子女については、その事情により、当該高等学校校長は県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。</p>
7	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">調査書と学力検査成績の取り扱い</p> <p>高等学校は、選抜に当たっては、次の手順に従って行うものとする。</p> <p>(1) 調査書について</p> <p>① 調査書の各教科の学習の記録については、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の3年次の評定に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の3年次の評定を2倍にしたものを加えて、130点満点とする。</p> <p>② 調査書の「行動及び性格の記録」については、㊤標示の者に5点を加える。</p> <p>③ 調査書の「特別活動等の記録」については、㊤標示の者に5点を加える。</p> <p>④ 上記の①、②、③の得点を加えて、調査書の成績を140点満点とし、順位をつける。</p> <p>(2) 学力検査について 学力検査の成績に順位をつける。</p> <p>(3) 合否判定について 調査書の成績、学力検査の成績のいずれもが定員内にある者で、調査書の記載事項等に特に問題のない者を合格とする。その他の者については、調査書の記載事項及び学力検査の成績等を十分に精査して、総合的に判定する。</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">調査書と学力検査成績の取り扱い</p> <p>高等学校は、選抜に当たっては、次の手順に従って行うものとする。</p> <p>(1) 調査書について</p> <p>① 調査書の各教科の学習の記録については、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の3年次の評定に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の3年次の評定を2倍にしたものを加えて、130点満点とする。</p> <p>② 調査書の「特別活動等の記録」については、㊤標示の者に5点を加える。</p> <p>③ 上記の①、②の得点を加えて、調査書の成績を135点満点とし、順位をつける。</p> <p>(2) 学力検査について 学力検査の成績に順位をつける。</p> <p>(3) 合否判定について 調査書の成績、学力検査の成績のいずれもが定員内にあるもので、調査書の記載事項等に特に問題のない者を合格とする。その他の者については、調査書の記載事項及び学力検査の成績等を十分に精査して、総合的に判定する。</p> <p>なお、判定に当たっては、「行動及び性格の記録」の優れた評定に配慮するとともに、面接実施校においては、面接の結果についても配慮するものとする。</p>
10	<p>Ⅰ 入学者募集</p> <p>2 募集定員</p> <p>(1) 別に公示する当該学科の募集定員の25%程度とする。</p> <p>(2) ただし、合否の判定に当たっては、志願者の動向や実態等によって、5%の範囲内で、増減することができる。</p>	<p>Ⅰ 入学者募集</p> <p>2 募集定員</p> <p>別に公示する当該学科の募集定員の25%程度とする。</p> <p>ただし、合否の判定に当たっては、志願者の動向や実態等によって、5%の範囲内で、増減することができる。</p> <p>なお、普通科、理数科においては、学校・学科の実態に応じて、当該高等学校校長は県教育委員会と協議して、弾力的に対応することができる。</p>